

令和5年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和6年2月5日 月曜日

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和5年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和6年2月5日 月曜日

午前10時00分から午前11時49分まで

区役所本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開会
- 2 審議
保護樹木等の指定及び解除について
- 3 報告
 - (1) みどりのモデル地区の改定に係る施策の検討状況について
 - (2) 保護樹木等の落葉対策に係る区の支援拡充について
- 4 連絡事項
- 5 閉会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第17期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（回収資料）
- 4 みどりのモデル地区の改定に係る施策の検討状況について（報告）
- 5 保護樹木等の落葉対策に係る区の支援拡充について（報告）
- 6 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 7 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 8 新宿区みどりの基本計画（改定）（回収資料）
- 9 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（回収資料）

出席委員 11名

会長	齋藤 馨	副会長	山本 清龍
委員	池邊 このみ	委員	吉川 信一
委員	竹川 司	委員	太田 幸一
委員	手塚 京子	委員	山崎 佐知子

委員 山内 泰明
委員 大野 正人

委員 椎名 豊勝

◎開会

齋藤会長 おはようございます。

定刻となりましたので、これより令和5年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会します。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の出席状況及び配布資料について、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 皆様、おはようございます。

新宿区のみどり公園課長、小菅でございます。

会長からお話がありましたように、ただいまから、令和5年度第2回のみどりの推進審議会を開催させていただきます。

私からも、本日お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

では、ここからは着座にて説明させていただきます。

初めに、出席状況でございます。

委員の出席状況でございますが、本日は伊藤委員、それから藤田委員、それから渡辺委員のお三方から欠席の御連絡をいただいております。また、現在、渋江委員がお見えになっていませんが、定数15名中、過半となります12名が出席されていますので、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、会議の公開についてでございます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして、「会議は、公開を原則とする」とあります。会長にも御相談の上、本日の会議内容から、公開とさせていただきますと考えております。

また、本日は、傍聴される方がいませんので、その旨御報告をさせていただきます。

続きまして、議事録の公開についてでございます。

委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、新宿区のホームページにおきまして公開いたします。あらかじめ御了承のほど、お願い申し上げます。

なお、本日の会議でございますが、会場の都合上、12時を目途に終了させていただきたいと考えております。御協力のほど、お願い申し上げます。

続きまして、マイクの使い方についてでございます。

御発言の際には、お手元のマイクで御発言をお願いしたいと思います。使い方といたしましては、一番手前のボタンを1回押していただきまして、緑のランプがつきましたら御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、ボタンをもう一度押していただきまして、ランプが消えましたら御発言は終了ということになります。御協力のほど、お願い申し上げます。

続きまして、資料の確認についてです。お手数ですが、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

最初に、議事次第がございます。続きまして、資料1、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第17期）、資料2、保護樹木等の指定及び解除について、資料3、指定及び解除審議対象樹木の写真、資料4、みどりのモデル地区の改定に係る施策の検討状況について、資料5、保護樹木等の落葉対策に係る区の支援拡充について、資料6、新宿区みどりの条例及び同施行規則、資料7、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、資料8、新宿区みどりの基本計画、資料9、新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）。

以上でございます。

なお、資料3の保護指定及び解除対象樹木の写真につきましては、非公開とさせていただきます。お帰りの際に、恐縮ですが、回収させていただきます。また、資料8及び資料9の冊子につきましても回収とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、資料の不足等がございますでしょうか。もし、ありましたら、審議中でありましてもお手を挙げていただければ対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

では、会長、よろしくお願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

◎審議

斎藤会長 それでは、議事次第2の審議に進みたいと思っております。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についての1件です。

事務局から説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、御説明させていただきます。

本日、御審議をお願いしております保護樹木等の指定及び解除につきましては、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

本日御審議いただきます案件は、公有地及び民有地の指定解除に関するものです。

公有地につきましては、指定及び解除につきまして、それぞれゼロ件ゼロ本、増減等はありません。

民有地につきましては、指定につきましては、保護樹木が3件7本、保護生垣等につきましてはありません。

次に、解除についてでございますが、保護樹木10件11本、及び保護生垣1件24メートルとなります。

詳細につきましては、担当より映像を交えまして御説明させていただきます。室内の明かりを少し暗くさせていただきます。

事務局（大城） みどりの係の大城と申します。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。

今回御審議いただく保護樹木等の指定及び解除については、お手元の資料2の内容を資料3及び映像にまとめております。前のスクリーンか資料2及び3を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

指定及び解除については、前回の審議会の翌日、令和5年9月2日から本日、令和6年2月5日までに申出のあった案件です。

御審議いただく保護樹木等の指定及び解除の件数は、前のスクリーンのとおりです。

公有地保護樹木は、指定と解除ともに案件はありません。

民有地保護樹木は、指定件数3件、指定本数7本、解除件数10件、解除本数11本です。

民有地保護樹林は、指定と解除ともに案件はありません。

民有地保護生け垣は、指定案件はありません。解除については、件数が1件、解除延長が24メートルです。

それでは、保護樹木等の指定案件から御説明いたします。

民有地保護樹木の指定案件は3件、7本です。

1件目は、馬場下町の学校法人が所有する敷地内のクスノキとソメイヨシノです。

2件目は、下落合三丁目の個人宅にあるスダジイ3本とアオギリです。

3件目は、高田馬場四丁目の個人宅にあるアンズです。

それでは、1件ずつ御説明いたします。

1 件目、馬場下町の学校法人が所有する敷地内のクスノキとソメイヨシノです。この学校では、昨年、校舎の建て替えがありまして、区の職員が緑化計画書制度に伴う緑化完了検査を行いました。その際に、保護樹木の指定条件を満たす樹木を2本見つけたため、学校と話し合い、今回指定をお諮りするに至りました。

1 本目、幹回り1.29メートル、高さ8.5メートルのクスノキです。目立った腐朽等はなく、樹形・樹勢ともに良好です。枝や根を張るスペースが確保されていますので、これからさらに成長すると考えられます。

2 本目、幹回り1.2メートル、高さ9.5メートルのソメイヨシノです。建物側の枝が少なく樹形が少し乱れていますが、幹に目立った腐朽等は見られず、樹勢は良好です。学校の卒業生が記念に植えたということで、大切にされているそうです。

2 件目、下落合三丁目の個人が所有する敷地内にあるスダジイ3本とアオギリ1本です。所有者の方が、近隣の方から保護樹木制度を教えてもらったそうで、保護樹木に指定したいという連絡をいただきまして、今回指定をお諮りします。

1 本目、幹回り1.29メートル、高さ7メートルのスダジイです。しばらく剪定していないため枝が込み合っていますが、樹勢は良好です。

2 本目、幹回り1.36メートル、高さ7メートルのスダジイです。こちらも、しばらく剪定していないため、樹形が乱れていますが、樹勢は良好です。

3 本目、幹回り1.27メートル、高さ7メートルのスダジイです。こちらも樹形は乱れていますが、腐朽などはなく樹勢は良好です。

4 本目、幹回り1.26メートル、高さ7メートルのアオギリです。外観上、腐朽などは見られず、樹勢は良好です。これらの4本の樹木は道路面に生育していきまして、大きい生け垣のような外観で、まちの緑視率の向上に大きく貢献しています。

3 件目、高田馬場四丁目の個人所有の敷地内にあるアンズです。

幹回り1.3メートル、高さ11メートルのアンズです。この敷地には、既に5本の保護樹木がありまして、所有者の方から、アンズも大きく成長したので追加で保護樹木に指定したいというお話をいただきました。周辺の樹木の影響で下のほうの枝が少なく、樹高が高くなっており細長い印象ですが、保護樹木の基準は満たしています。春には毎年花を咲かせ、夏には実が収穫できるということで、大切にされているそうです。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

民有地保護樹木の解除の案件は、10件、11本です。

1件目は、中井二丁目のスダジイです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

2件目は、大久保一丁目のケヤキです。ブロック塀の改修に伴い伐採したいということで、解除の申出がありました。

3件目は、中落合三丁目のヒマラヤスギです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

4件目は、大久保二丁目のスダジイです。維持管理が困難になったということで、解除の申出がありました。

5件目は、高田馬場四丁目のサトザクラです。樹勢が弱くなり回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

6件目は、白銀町のヤマザクラとソメイヨシノです。樹勢が弱くなり倒木のおそれがあるため、解除の申出がありました。

7件目は、喜久井町のソメイヨシノです。枯れてしまったということで、解除の申出がありました。

8件目、西落合二丁目のヤマザクラです。樹勢が弱くなり回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

9件目、西新宿七丁目のイチョウです。樹勢が弱くなり回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

10件目、若松町のソメイヨシノです。維持管理が困難になったということで、解除の申出がありました。

それでは、個別に説明させていただきます。

1件目、中井二丁目の個人が所有する敷地内のスダジイです。

土地の売却を予定していて樹木を伐採する可能性があるということで、解除の申出がありました。今後、樹木が残るようであれば、新たな土地所有者に保護指定を勧めたいと考えております。

2件目、大久保一丁目のお寺の境内にあるケヤキです。

お寺の隣で建物の建て替えがありまして、お寺も自身が所有する隣地境界のブロック塀をこの際改修したいということで、お話をいただきました。その際に、根や幹が越境し新しい塀の支障になってしまうということで、指定解除の申出がありました。

3件目、中落合三丁目の集合住宅にあるヒマラヤスギです。

所有者の方から、土地を手放すことになったので指定を解除したいと申出がありました。今後、樹木がどうなるかは不明ですが、残るようであれば、新たな土地所有者に保護指定を勧めたいと考えています。

4件目、大久保二丁目の個人所有の敷地内にあるスダジイです。

所有者の方から、高齢になり維持管理が困難になったため、指定を解除したいと申出がありました。昨年度から相談に乗っていたのですが、今回手放したいということで、指定の解除をお諮りします。

5件目、高田馬場四丁目の個人所有の敷地内にあるサトザクラです。

昨年の春に花を咲かせた後、急に樹勢が弱くなったそうです。もともと樹勢が弱く、所有者の方と付き合いのある造園業者さんが治療を行っていたようですが、これ以上の回復は難しいということで指定解除の申出がありました。保護樹木としての要件は満たさなくなるのですが、ひこばえが1本生えてきたということで、今後はそちらをうまく育てたいということでした。

6件目、白銀町の集合住宅の敷地内にあるヤマザクラとソメイヨシノです。

マンションの管理会社から、ヤマザクラとソメイヨシノが衰弱したため指定を解除したいと相談がありました。ヤマザクラは根元に腐朽菌、いわゆるキノコが見られ、樹皮が全体的にぼろぼろと剥がれ落ちる状態でした。

ソメイヨシノは、幹の内部が腐朽により空洞化しているようで、衰弱している状態でした。桜が植えられている場所からして、土壌改良や支柱設置の工事が難しく、仮に行えたとしても回復する見込みがないため、今回、指定解除をお諮りします。

7件目、喜久井町のお寺の境内にあるソメイヨシノです。

数年前から根元にナラタケモドキとみられるキノコが発生してしまっていて、気にかけていたのですが、昨年の秋頃に完全に枯れてしまったと連絡がありました。境内には、ほかにも保護樹木に指定されているソメイヨシノがあるのですが、そちらもキノコが発生していて元気がない状態です。今後は、何かしらの対策を検討し、所有者の方と協力しながら管理を行っていきたいと考えています。

8件目、西落合二丁目の法人が所有する敷地内のヤマザクラです。

所有者の方から、昨年秋頃に枯れてしまったので指定を解除したいと申出がありました。このヤマザクラは、平成23年に保護樹木に指定され、平成29年に建物の建て替えに伴い移植されました。サクラ類は移植に弱いため、このヤマザクラも移植後にだんだん樹勢が弱くな

ってきて、枯れてしまったようです。ただ、完全に枯れたというわけではなく、ひこばえが1本生えてきたということで、今後はそちらを育てたいということでした。

9件目、西新宿七丁目の個人が所有する敷地内のイチョウです。

根元から樹冠にかけて樹皮がところどころ剥がれていまして、部分的に枯死しておりました。5年くらい前に隣の建物の建て替えにより日が当たらなくなり、次第に衰弱していったということでした。また、隣地への枝の越境を防ぐため強剪定したことも衰弱した原因かと考えられます。

10件目、若松町の個人が所有する敷地内にあるソメイヨシノです。

一見、樹勢や樹形がよさそうに見えるのですが、幹が腐朽していまして、根元の空洞率は50%を超えており、倒木の危険性もあるので解除したいと申出がありました。昨年の夏には、風の影響で大きい枝が落下し道路を塞いでしまったこともあり、今後、維持管理が難しいということでした。支柱の設置も検討しましたが、場所に余裕がない上、将来的には土地も手放す可能性があるということで、今回、指定の解除をお諮りします。

続いて、保護生垣の指定解除について御説明いたします。

民有地保護生垣の指定解除案件は、1件、24メートルです。

中落合四丁目の個人が所有する敷地内にあるサワラやヒラドツツジの生け垣24メートルです。

集合住宅に建て替える計画があるということで、指定解除の申出がありました。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて、保護樹木と保護生垣の総数がともに減りまして、民有地保護樹木が1,314本、保護生垣が1,262メートルになります。保護生垣は指定解除のほかに、長さが少し短くなったという変更分も含んでおります。

今回の審議会で、保護樹木の総数は減りましたが、前回の審議会で10本増えていますので、令和5年度では6本増加するということになります。また、次回の審議会の話になりますが、新たに保護樹木を指定したいというお話を2件ほどいただいておりますので、今後も増加が予想されます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

斎藤会長 事務局より説明ありがとうございます。

また、減るということで、少し状況を説明していただきました。

では、ただいまの保護樹木等の指定及び解除について、御質問や御意見等ありましたらお受けしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 吉川でございます。

先ほど指定の中で、最後のほうなんですけど、下落合ですか。何か指定のあれに掲示板みたいなものが大分寄り添っているような、ちょっと記憶がしたので、もう一度見させていただけますか。下落合、最後のほうからでしたね。それは中井ですね。

下落合……、それじゃないですね。もうちょっと、最後のほうですね。ここに何か塀みたいなものが寄り添って、樹木の脇に、あれは何でもないんですか。目の錯覚かな。こちら側の、それぞれ。何だろう、ばかに樹木に寄り添うようにして何か、コードみたいなものが垂れているような。何でもないのかな。

事務局（城倉） これは地境のブロック塀です。写真がアップなので、すごく高く見えますけれども、1.8メートルぐらいのブロック塀です。

吉川委員 そうですか。近接しているように写真では見えているけれども、影響はないんですね。

事務局（城倉） 全く影響ないかどうかは不明ですが、もう長くここで育っていますし、塀もずっとありますので、今の時点では大丈夫だと思います。

吉川委員 それがちょっと心配になりましたので、聞かせていただきました。

ありがとうございました。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

大野委員、お願いします。

大野委員 日本自然保護協会の大野です。

今年度1回目に欠席したもので、今回初めてになりますが、よろしくお願ひいたします。

御説明いただいた中で、スタジイと、土地売却を考えていて、次の所有者の方によっては、保護樹木にもう一回登録するというお話がありましたけれども、今回その解除する中で集合住宅になるような広さのようなところというのがあるのかどうか。最近マンションとかの開発で、そういった樹木を残して生かすような計画もあると思いますので、今回解除する中で、そういう可能性があるのかないのか。

あともう一つ、過去にそういった、1回解除したんですけども、次の所有者の方がもう一回保護樹木に指定をするということが今まであるのかどうかというのを教えていただけると。

斎藤会長 事務局、お願いいたします。

事務局（城倉） この案件につきましては、一つの敷地の中で南側に戸建ての木造の家が建っていて、北側が庭園になっています。ちょっとよく見えないんですけども。今、矢印で示した、こちら側に家があって、その北側に庭園があります。

土地の売却をしたいということで、庭全部を基本的には潰すという考え方のようです。ただ、売買の詳しい内容までは分からないのですけれども、売買は、更地で取引するのが普通なのかなというふうに考えています。ということは、なくなる可能性はある。ただ、現所有者と新しい所有者の間で残すような話合いができれば、残す可能性はあるのかなと。

ただ、敷地全体としてはそれほど広くないので、なかなか難しいところですけども、例えばマンションですと、売買した後の敷地が250平方メートル以上あると、新宿区の緑化計画書の申請の対象になります。そのときに、大きな樹木ですとか保護樹木がその敷地にあることによって、その後に作らなければいけない緑地がかなり緩和されると。何も無いところにたくさん緑化をするよりも、現在の大きな木があるところのほうが有利になります。次の所有者が分かれば、そういうお話をさせていただいています。そうすると、残せないかという話がありますけれども、基本的には、売買する時点で伐採されてしまうことのほうが多いです。

もう一つ、解除した後に指定したことがあるかというお話ですけども、実際にあります。次の所有者がとても木が好きで、できればそのまま残したいということで、残した例はあります。そのときも、敷地の面積が広く緑化計画書の対象になったのですけれども、新しい緑地をほとんどつくらなくても済むような形になりました。

以上です。

大野委員 ありがとうございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、大野委員。

それでは、太田委員、お願いします。

太田委員 素朴な質問で恐縮なんですけど、老木になったり、あるいは高木で既に先ほど出たイチョウなんかは10メートルぐらいの高さの樹木ですけども、また倒木のおそれがあるような木があった場合、区のほうで多少なりともお世話していただけるものなのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんです。

というのは、私のお婆のところの桜がもう老木で、樹勢というんですか、勢いがだんだん

弱くなって、花が咲いてもすぐ花びらが散っちゃうような状況の古い桜なんですよ。大分、樹木の表面も剥がれるような状況になっていまして、根っこのほうもちょっと心配になっているものですから、もし区のほうで仮にお世話していただけるというようなことがあるようだったら、アドバイスをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

斎藤会長 いかがでしょうか。

事務局（城倉） 新宿区の保護樹木ですと、幾つかの支援制度があります。

まず弱っている木があるという御相談をいただいたときには、お伺いをして調べまして、まず区の費用で精密診断、本当に腐って危ないのかどうか、これは生き物ですから絶対はないのですけれども、倒れる可能性が多いのか少ないのかというような診断を行います。

それと、場合によっては、これは回復の見込みがあるということになれば、土壌改良をしたりですとか、場所にもよるのですけれども、控え木を設置して長生きさせるとか、危なっかしい枝は切除するとか、そういうお手伝いはさせていただくことは、そういう制度としてはありますし、実際にお手伝いもさせていただいています。

太田委員 こういうイチョウのような、10メートルもあるようなものを伐採というんですか、撤去するのにかなりの費用もかかると思うんですけれども、そういうものは区のほうで面倒を見てくれるのかどうか。

事務局（城倉） 保護樹木制度というのは、樹木、みどりを増やすということが目的なものですから、現時点においては、撤去したり切り倒すということに対しては、補助はできないという仕組みになっています。

太田委員 分かりました。ありがとうございます。

斎藤会長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。池邊委員、お願いします。

池邊委員 先ほどの保護樹木は、今後、次の所有者が何らかの意向があれば継続できるかどうかというお話についてなんですけれども、建築指導課とか、あるいは景観アドバイザーが緑化指導に携わっているかと思うんですけれども、そのあたりの情報の連携制度みたいなものは現時点であるのでしょうか。

なければ、やはりそういうあたりの連携をしていただくと、景観アドバイザーのほうでもそういう木があるということ、先ほどおっしゃられたように、緑化の指導のときにこういう大きな木があると、変なと言ったら変ですけれども、灌木をたくさん植えなくてもいいということですし、あとスダジイなんかは、やはり最近ですと、森ビルさんなんかもわざわざ新

しい開発のところにはスダジイを持ってきて格調を高くするというか、歴史的な趣というんですか、風情を出したりしていたりもするので、できればスダジイのようなものについて、特に今回、堀沿いにあるものが多かったかなというふうに、今拝見していると思ったものですから、売却のときにそういうような御指導でもあったら、大分違うのかなというふうに思いました。

以上です。連携があるのかどうか、現時点で教えてください。

斎藤会長 お願いします。

事務局（城倉） 制度としては、いわゆるそういう建築関係の部署と連携する制度はないのですけれども、時々、情報はいただいたりすることはあります。そういう状況です。

池邊委員 景観アドバイザーには、その情報は行っていますか。

事務局（城倉） みどりの係のほうから直接働きかけたことはないです。

池邊委員 景観アドバイザーには、造園専門の方もいらっしゃいますよね。私は新宿区の事情は分からないんですけれども、ほかの区では、大体建築の方と造園の方と色彩の方と3点セットでいらっしゃるのが普通ですけれども。

みどり公園課長 今、委員のほうから、景観アドバイザーの制度について、新宿区では1名、ただ、保護樹木制度に限らず、景観の要素を構成する要素としまして、樹木は非常に大切なことはアドバイザーのほうも理解していただいていますので、大きな木を残すということは、保護樹木にする、指定するということが以前の問題として、必ず残してくださいということをアドバイスしておりますので、そうした樹木を残す方向では、アドバイスは必ずしているはずで。

ほかにも、屋上緑化ですとか壁面緑化ですとか建築物の緑化等も含めて、きめ細やかな指導はあるかと思っておりますので、そうした中で、将来的には保護樹木制度というのも含めて樹木を残していただけるように、今、委員からも御指摘がございましたので、私のほうからも改めて、今日この後、景観のほうにはその旨お伝えしたいと思います。

御意見ありがとうございます。

池邊委員 すみません。前から、これはみどりの推進審議会という名前なのに、保護樹木の指定と解除のこと、案件ばかりやっていて、正直言いますと、私も23区、千代田区とか港区とか板橋区とか、幾つかのところで景観審議委員をやっていますけれども、通常二、三名、少なくとも建築と造園の専門家がいるというのは、色彩の場合には専門委員を立てて、特に色彩の問題があったときのみ稼働するというような場合もあるかと思っておりますけれども、新宿区

は特に公開空地等が多くて、その指導がうまくいけば非常にうまく機能するのに、そこにいないというのは非常に落ち度だというふうに思いますので、ぜひとも、そういう景観アドバイザーを、都市計画課さんの問題なので、こちらでできないということは重々承知ですけれども、そういうことについては連携をしていただければありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

場所によっては、クローンなんかも使っている、港区なんかだと、駄目になったものの、さっきひこばえの話がありましたけれども、クローンで育てるようなことをやったりとか、かなり工夫してみどりを残そうとしている区もありますので、ぜひとも新宿区さんには、そういう専門家を置いていただけますようお願い申し上げます。

よろしく願いします。

斎藤会長 御意見ですが、何かありますか。

みどり公園課長 ありがとうございます。

景観アドバイザーの充実を図るという点では、委員の御指摘はごもっともだなと思っております。担当する部署のほうに御意見をお伝えしまして、検討のほうをしてもらえるように諮りたいと思います。ありがとうございます。

斎藤会長 椎名委員、お願いします。

椎名委員 先ほどの木を残すという話ですけれども、いろんな問題があるかなと思うんですけども、大体、結構狭いところに植わっている保護樹木は多いですので、根の状態からいうと、その狭い空間の中で、根は辛うじて生きていると、これが現状だと思うんですね。建物の基礎がないところをうまく迂回しながら、長年育ってきた。

新しい建物を建てるときに、残すかどうかは、根茎の調査をきちっとやって、新しい敷地にどういうふうにレイアウト、建物がされるのかということ、区がやるのはちょっとおせっかいかなという気はしますけれども、でも、残すという観点から言えば、残していいかどうかの判断を地下の部分もきちっと見てもらいたいなというふうに思います。

根を切ってしまったら、もう大体、これぐらいの老木ですとおしまいですからね。狭い敷地で建蔽率も高くしてあるようなところでは、なかなか現実的には、いろんな問題があるんだなと。

それともう一つ、残した場合に、それが解除になったときに、緑化義務はどうなるのかなというようなことがちょっと心配ですよ。それもきちっと何か連絡方法、さっきの話じゃないけれども、追跡というか、そういうものの制度をつくっておかないと、やっぱり不公平

になってしまいますので、きちっと緑化義務を後年度でも果たしてもらわなきゃいけないのかなという、ちょっと分かりませんが、保護樹木をやったその年月というか、相当の年月があればまた話は違うのかどうかとか、いろんな問題はあるかと思えますけれども、マンション、集合住宅を建てる人たちの間では、枯れてしまってどうなんだということになりかねないので、逆に言うと、そここのところにやはり新しいみどりをつくってもらおうというのは、原則的には、やっぱり必要なんじゃないかなというふうに思います。ただ、ちょっと難しい問題がありますけれども、そこまで考える必要があるのかなと。考えていらっしゃるのかもしれないけれども、考える必要があるのかなと思います。

斎藤会長 いかがでしょうか。

みどり公園課長 御意見ありがとうございます。

一番初めに、根っこの状態、委員の御指摘のとおり、根っこがあって初めて樹木が育つというところで、御指摘のとおり、新宿区は根が張る空間、それから枝が伸びる空間、これの確保が非常に難しいと思っております。そうしたものが十分に確保されないと、倒木ですとか弱るといふ、そういうことになるかと思っておりますので、そうしたところにつきましては、委員からの御指摘がありましたように、地下の部分の調査等は大切だと思っております。

先ほど太田委員でしたか、御意見がありました、区のほうで、いろんな保護樹木の支援制度を行っております。その中で、根の活性化もやっております、土壌改良ですとか、あるいは根っこに酸素を送って活性化するというようなことも、保護樹木を残していくということでも取り組んでおりますので、今後もそうしたことを取り組んでいきたいと思っております。

あと、もう一つの保護樹木の追跡調査等につきましては、今後の課題とさせていただきますと思います。

事務局（八住） 保護樹木につきましては、5年に1回、みどりの実態調査というのをやっております、最近、保護樹木につきましては、毎木調査を行っております。ただ、どうしても本数が多いので目視という形にはなってしまうんですけれども、そのときに、区の職員の樹木医だけではなくて、また別の目で見るといふことで、樹木医の方をお願い、委託をいたしまして、5年に1回、毎木調査はするようにしております。

斎藤会長 どうぞ。

事務局（城倉） それと、実は今日午後から調査に行きますけれども、隣のうちに大きな保護樹木があって、その隣の土地で家を建て直すのに、木が大丈夫かという話がありまして、今日立会いに行くのですけれども、ほかでもそういう話がこここのところ数年のうちに何件かあ

るんです。

斎藤会長 それは隣の人が心配するということですか。

事務局（城倉） そうですね。建て替える人が大丈夫なのかという心配を、先ほども申し上げましたように、狭い土地の中で敷地ぎりぎりに建っている木がありますもので、そういう御相談があったときには立会いをして、残せるか残せないかの判断とか、あとは少しは根は切らなければいけなくなってしまうので、根の切り方だとか切った後の処理の仕方ですとかについてはアドバイスをさせていただいて、場合によっては、実際に掘るときに立ち会って、こうやって切ってくださいというようなどころまで指導をしたことはあります。

斎藤会長 なるほど。

副会長、お願いします。

山本副会長 今、新宿区では、枝葉を張る、あるいは根を張るようなスペースが少ないというお話がありましたけれども、そのとおりだろうと思います。

今回の指定と解除の写真を見比べると、解除のものは暗い狭い場所にある樹木が多く、環境の優劣がはっきり出ているという印象です。

身の回りでも家を購入する、土地を購入する際に、更地になってしまうという事例が多いですし、それ自体は普通の出来事だと思うのですが、そうしたときに保護樹木が置かれている状況が悪くなるというメカニズムがあると思います。

そうしたときに、働きかけられるのかということです。先ほどあったように、例えば解除された樹木がまた指定されたりする、人の付き合いの中でうまくつながっていったりすることは少数なのではないかと思います。

一方で、この状況を制度的にどこまで打開、解決できるかという話とは別に、地域の中のまちづくり、みどりの維持は、ひょっとしたら自治会みたいなところに期待されていたところも、あったかもしれません。

私が所属する自治会では、まちづくり、景観づくりについてルールが定められていて、例えば、住宅が細分化されないように一生懸命取り組んでいますが、実際にはあまりまもられていません。どうしてもそうした状況に陥ってしまう理由があると思うのですが、制度の中で維持できる仕組みにできるのか考える必要があります。土地所有者が変化すると、例えば、一時的に不動産会社が持つと、土地所有者である不動産会社の意向が働くこととなりますが、そういう時点時点で何か働きかけができないかと思います。

もちろん、行政に過剰な負担が行かないようにする必要がありますが、そういうみどりを

つないでいく時点で、何か介入できないか、このあたりは課題です。

今までの議論の中で、既に難しさや、可能性について御指摘があったと思いますので、改めて事務局に御意見を求めるものではないですが、私のコメントとさせていただきます。

ありがとうございました。

斎藤会長 ありがとうございます。

何かありますか。

みどり公園課長 副会長、御意見ありがとうございます。

新宿区の樹木が周辺の建築行為等によって影響を受けるということについて、少し補足させていただきますと、おっしゃるとおりでございます。新宿区は今、人口35万人なんですけれども、その80%は集合住宅に住んでいます。新宿区は土地が非常に高い、土地としてのポテンシャルが高いので、土地の高度利用、つまり建蔽率、建物を目いっぱい敷地に建てる、それからできるだけ高く、高層化して、ある意味、開発のほうはそういう経済的に、しっかり確保しようというところでございます。

そうした中で、樹木が育つ環境をつくっていく、残していくというのは、非常に私たち行政としては厳しい状況にあるのかなと思っております。つまり、みどりが経済的な効果があるということがはっきりしていれば、これは開発においても有効に残されていくのかなと思っておりますけれども、なかなか難しいというところです。

今、副会長からもお話がありました所有者の意向によるルールづくり、建築協定とかがあると思うんですけれども、そうしたところに取り組んだところもあります。そういった町会もあるんですけれども、特に新しく入ってくる方々、転居してくる方々が、そうしたところのルールづくりに御理解を得るのは難しいというふうに聞いております。

ただ、私どもも建築の開発部門と、みどり豊かな地域もございますので、そうした中で、いかにみどりを増やしていけるか、ルールづくりができるかということについては検討しております。

今日、この後、御審議いただきますみどりのモデル地区制度というところも、そうした所有者の方々の御協力を得て、みどりを増やしていこうという施策に取り組んでいるところでございますので、後ほどそちらにつきましても御説明させていただきます、御意見いただきたいと思っております。

また、委員からも、みどりを残していくためのまちづくりですとか、あるいは他の自治体ですとか、あるいは海外の事例ですとか、何でも結構ですので、もし、そうしたお考えです

とかがございましたら、今日でなくても結構ですので、事務局のほうに御意見等いただけると大変ありがたく思います。

すみません、長くなりました。

斎藤会長 ありがとうございます。

椎名委員は、よろしいですか。

ほかに。吉川委員。

吉川委員 ただいま御意見いただいたので、僕らも思い当たる節がございます。

これは塀がありまして、1本の中木がございまして、枝が伸びて、よくある話だと思えますが、その枝、落ち葉が隣のうち、今までは何でもなかったんですが、あるときちょっとした具合で隣、木を持っているうちへ、俺んちへ落ち葉が落ちてくるぞと、おまえのところで掃除しろと。そういうケースが具体的にございまして、何だそれぐらい、1本か2本入ったぐらい、落ち葉ぐらい清掃しろと所有者は言うんですが、その入っている落ち葉のうちは、そんなことはない、これはおまえの木の枝から落ちたんだから掃除しろと。そういう悶着が町内でございまして、それを解決するというルールも別にないので、結局、話合いで町会長さんや何か立ち会って、助け合いの精神ですか、そんなような形でやらざるを得ないというのが実情でございます。

新宿区は密接しておりますので、さっきの保護樹木でも御覧いただいたように密接しておりますので、大変難しいし、それは大切な問題だと思いますね。そのことによって、いざこざが起きて家族同士がいがみ合うというような形で、樹木が原因でございまして、そして、そういう点は何カルールでもちゃんとしたものがあれば、ルールに従ってということになるのでございますが、ただいまの御意見はごもつともで、そういう事例がございましたので、ちょっとお話しさせていただきました。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにはありますでしょうか。椎名委員。

椎名委員 今のお話ですけれども、1つは落ち葉をごみと見ている人もいらっしゃる。でも、本当は違いますよね。落ち葉は大切なものです。ですから、ほかの自治体でもやっているみたいですが、落ち葉の感謝デーみたいなものを設けて、1つは啓発を図る必要があると思います。

例えばパリなんかは、落ち葉は掃除しないんですよ。日本は掃除しますけれども、そういうあれはないみたいですね。そういうのもありますし、また、それで困っている人、具体

的に困るといのは、例えば雨どいが詰まるとかそういう場合、具体的な被害も一方ではあるんですね。そういうものには、ちょっとやっていただきたいと思うのは、希望する近隣の方には、例えば雨どい清掃券みたいなものを配って、それで保護樹木を守っている人を援助してあげるとか、そういうものも必要なんじゃないかなという気がしますね。

1つは、落ち葉は大切なものであるということを啓発するような手段を区として考えて、保護樹木を守っている人たちの貢献度というか、そういうものを推奨すると。もう一つは、うんと困っている人に、もっといろいろあると思うんですよね。下水道のあれが詰まっちゃうとか、そういうものに対しても、何かそういう措置を取っていくと。そういう形で多くの人が協力できるような形を、もう一つ、外の部分でつくる必要があるのかなと思ったんです。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかには。山本委員、お願いします。

山本副会長 すみません、度々。

途中のやり取りの中であった、隣の家が隣の家の木を心配しているという事例は、私にとって面白く、例えば世界遺産条約では、不動産を持っている国が、保有国が申請できるという仕組みになっていまして、それは国際間のいろんな紛争もあったりするので、保有国がということになっています。この保護樹木制度は新宿区が補助する制度なので、公的に守られて大事にしているみどりだということが伝わらなければいけない制度だと思うんですね。

保護樹木であることを明示するプレートなどがあると、周りの人は言いやすくなると思いますので、地域の中で樹木を大事にしているよという機運というか、雰囲気みたいなものを大事にしていく、醸成していく、大事にされていることが地域の中で共有される仕組みを大切にしていきたいと思いました。

吉川委員 なかなか難しいですね。

斎藤会長 ほかにありますかでしょうか。

吉川委員 よろしいですか、その件で。

斎藤会長 はい、どうぞ。

吉川委員 今、落ち葉で下水ですか、それはうちの町会連合会でも事例がございまして、あるビルのおうち、部屋の中の排水が流れないで、逆流して吹き上げてきてしまうということございまして、それは専門家を呼んで調査して、それはどこかビルがもうひびがたって、どこか漏れている、ビルの中の問題かということいろいろ調査したんですが、そうじゃなくて排水溝、結局簡単だったんですよ。排水溝に落ち葉が詰まっていた。落ち葉が詰まってい

て流れなくなっちゃった。

それは費用を負担するのは30万円かかる。30万円はそのビルで負担し切れない。町会に相談がございまして、いろいろと新宿区や都の土木課に相談しました。都のほうで、それを見て、これは落ち葉もあるし、点検の具合が悪かったんだから、都のほうで無料でやりましようということで話合いがついて、原因は落ち葉なんですね。まともにいったら30万円、40万円取られるんです。排水溝の管理、整備が。

そういう事例がございまして、落ち葉は大切なのですが、本当に生活に密接しているもので、ただ道路に落ちている落ち葉の清掃というだけでは片づかない、大変な費用が重なる事例もございまして。

今、それは大変大きな問題で、十分話し合って、行政とも私どもと話し合って、何とか費用がかからないで解決したので、ここで皆様にお話しできるのでございまして、落ち葉でそういう例がございましたので、お話しさせていただきました。

斎藤会長 山崎委員、お願いします。

山崎委員 私から感想に近いものになってしまうんですけども、先ほどのお話で、決まりとかをつくる、ハードの面というのは、やっぱり限界があるという、この土地の狭い中で限界があるという中で、ソフトの面だと、人が密接にある新宿だからこそ、こちらを強化していく必要が、もしかしたら、こちらに可能性がすごく残されているのかなと思って。そのソフトの面を充実させるのに、私はまず一番心に響くというか、「それ、いいね」となってくれるのは、より小学生とか若い世代の人たちは、すごく落ち葉の話とかを聞いたら、一気に見方が変わるのが早いのかなと思って、ソフトの中でも、より年代を垂直に取って、みんなでまちぐるみで何かできるものをつくっていくというのは、具体的なものは分からないんですけども、こちらを強化していくことに今すごく可能性を感じました。

以上になります。

斎藤会長 ありがとうございます。

多分、これはこの後のモデル地区とか、そういったこともすごく関係するかと思えますけれども。

ほかにありますでしょうか。

確かに、池邊委員がおっしゃるように、保護樹木の解除、指定だけじゃないかというんですけども、何度かずっといっていると、それをきっかけにいろんな話題が出てきて、区役所のほうでも、区の中でまたいろいろ情報交換していただいて進んでいくのかなというふうな思っ

たりしています。

それと、売却となると更地というふうになってしまう可能性は結構高いと思うんですけども、狭い土地だと、建て替えですら、それを工事するのにいろんな重機が入ったり、また、先につくられた大きなものをどんどん入れる関係もあって、どうしても一度更地にしてくれという感じの工事がやっぱり多くなってしまって、その辺も先ほどの根の様子とか、そういうところもあると思うんですけども、そのあたりもいろいろ開発というか考えていかなきゃいけないようなことがあるのかなというふうに感じたり、私も、この指定解除なんですけれども、そんなふうにもいろいろ考えさせられました。

あと、ほかに特にありますでしょうか。これだけはこのものがあればお受けいたしますが、大体よろしいでしょうか。

それでは、これは審議事項ですのでお諮りいたしますが、保護樹木等の指定及び解除について、今回は減るということなんですけれども、原案どおりお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

◎報告

斎藤会長 それでは、議事の3、報告のほうに移らせていただきます。

報告は2件ありますので、1件ずつ事務局よりお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりのモデル地区の改定に係る施策の検討状況についてでございます。

本日、1件目は、今申しました、みどりのモデル地区に関することございまして、お手元の資料4を御覧いただけますでしょうか。

みどりのモデル地区は、みどりの条例に基づきまして、みどりの保護と育成を進める地区として指定するものでございます。モデル地区の指定及び解除につきましては、当審議会の審議事項となっております。

では、担当のほうから、詳細につきまして御説明、御報告させていただきます。お願いいたします。

事務局（八住） 事務局のみどりの係長の八住と申します。よろしく申し上げます。

みどりのモデル地区の改定に係る施策の検討状況について、御説明をさせていただきます。

資料4のみどりのモデル地区の改定に係る施策の検討状況についてと、お手元の資料8のみどりの基本計画の資料の19ページも併せて御覧ください。

着座にて御説明をさせていただきます。

区では、新宿区みどりの基本計画に基づいて施策を展開しておりますが、施策を推進する手法の一つとして、新宿区みどりの条例第24条に基づくモデル地区制度がございます。現在は、みどりの推進モデル地区として笹笥地域を、屋上緑化等推進モデル地区として新宿駅の周辺地域をモデル地区として指定をしております。指定期間は令和7年3月31日までとなっております。

令和7年4月からのモデル地区改定に向けて、新たにみどりの推進モデル地区については榎地域、みどりの保全モデル地区については落合地域、屋上緑化等推進モデル地区については、現行の新宿駅の周辺に加え、飯田橋駅周辺、高田馬場駅周辺を候補地域とした上で、現在、町会長などへのヒアリングや資料収集などを行い、より効果が高い緑化施策の検討を行っているところです。

現行のモデル地区の成果や候補地域、スケジュール等につきましては、これまでも都度御説明をさせていただいているところですが、今期から委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて現行のモデル地区について御説明をさせていただくとともに、現時点での施策の検討状況を御報告させていただきます。

なお、地区の指定につきましては、当審議会の審議事項となりますので、最終的に現在の候補地域を指定するかどうか、次回の審議会で審議していただく予定でおります。施策につきましては、引き続き具体的な内容を検討し、区として施策の内容を決定することになりますが、御提案、御意見などありましたら、この場だけではなく後日でも構いませんので、ぜひ御提案いただけましたら幸いです。

それでは、1番目の現行のモデル地区制度について、簡単に御説明をいたします。

みどりのモデル地区とはどういうものかということですが、みどりの推進モデル地区というのは、緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区、みどりの保全モデル地区は、緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区、屋上緑化等推進モデル地区は、商業地域などの業務地域において、屋上、ベランダ、壁面などの緑化を推進する地区を指定することとしています。

このうち、みどりの推進モデル地区と屋上緑化等推進モデル地区は、平成22年2月から現行の地域を指定していますが、みどりの保全モデル地区は、現在指定している地域はござい

ません。

次に、（２）現行のみどりのモデル地区の施策内容についてです。

資料の 7 ページ、8 ページを併せて御覧ください。

大きく分けまして、規制、助成、協働の観点から既存事業を活用しております。

アの緑化計画書制度ですけれども、先ほども保護樹木の説明のところでも少々出ましたが、面積が250平方メートル以上の敷地ですと、建物などの建築を新たに行う場合に、一定の緑化を設けなければならない基準を定め、事業者には計画書を提出させる制度というのがございます。この制度において、道路に接している部分の植え込み地の長さですとか敷地内に植栽する緑化の面積、屋上などに植栽する緑化の面積などに対して、モデル地区については、基準の緩和の措置などを行いまして、緑化の推進を図っているところです。

例えば 7 ページの（３）緑化計画書制度を見ていただきますと、新築工事で道に面したところを生け垣にしますと、接道部緑化延長や緑化面積を 1.3 倍換算できます、低木を植えるより高木や生け垣にさせていただいたほうがお得ですよというような説明を行って、なるべく高木や生け垣などを植えていただくようお願いをしています。

イの緑化助成制度といいますのは、接道部や屋上、壁面などに新規に植栽を行う場合、工事費の一部を区が助成する制度でございます。その場合に、助成金額の単価の引上げですとか助成金額の上限額の引上げなどを行い、緑化の推進を図っているところでございます。

ウのみどりの協定制度ですけれども、道路に面した自宅の敷地などを緑化する区民のグループなどと協定を結びまして、花苗などの緑化資材を支援する制度がございます。1 グループ当たり、通常ですと 10 名以上でお願いをしているんですけれども、みどりの推進モデル地区の筆筈地域ですと、現在 5 名からグループを組んでいただけますとか、花苗などの支給額につきましても引き上げたり支給回数を増やしたりということで、緑化の推進を図っております。

（３）にまいりまして、現行のみどりのモデル地区の施策の成果についてでございます。

みどりのモデル地区は、平成 22 年 2 月から指定をしております、その直後に 5 年に 1 回行っておりますみどりの実態調査の第 7 次みどりの実態調査というのを実施いたしました。モデル地区を指定したことによる成果を確認するために、平成 22 年度に実施した第 7 次みどりの実態調査の結果と、令和 2 年度に実施した第 9 次みどりの実態調査の結果を比較してみます。なお、新宿区全体といたしましては、緑被地面積は微増しており、緑被率の変化はほぼ横ばいとなっております。

こちらの表－1のほうに新宿区全体の緑被率変化について載せております。17.87%という緑被率が、令和2年度になりまして17.98%と、ほぼ横ばいの状況でございます。

次に、みどりの推進モデル地区でございます現行の箆笥地域ですけれども、第9次みどりの実態調査では、緑被率の地域順位が区内10地域中で、平成22年度の6番目から5番目に上がっており、面積も増加していることから、一定の成果が出ていると考えております。

資料には書いておりませんが、緑被地面積の変化率についても調べてみますと、平成22年度と令和2年度で、変化が見られない場合を100とします。新宿区全体を見ますと、緑被地面積は微増していますので、変化率が100.6となりました。これに対して、箆笥地域の令和2年度の緑被地面積を平成22年度の面積で割ってみますと、変化率は約103となっております。区内全体と比べて増えていることが分かります。

次に、屋上緑化等推進モデル地区（新宿駅の周辺地域）ですが、第9次調査では、屋上緑化等推進モデル地区の大半を占める新宿駅周辺地域の緑被率は、第7次の調査時より上昇しています。また、屋上緑地等の面積についても上昇し、一定の成果が出ていると考えております。

こちらでも緑被地面積の変化率を調べてみますと、約114となり、かなり増えております。

こちらが表－3の屋上緑化等推進モデル地区の緑被率変化という表になっております。

続きまして、今回の主なテーマでございますみどりのモデル地区の改定について御説明をいたします。

現行のみどりのモデル地区の成果に基づきまして、以下のとおり、新たな候補地域を選定いたしまして、令和7年4月の改定に向けて具体的な検討を進めております。

(1) みどりのモデル地区の見直し状況についてということで、最近の審議会での御報告を簡単にまとめますと、まず令和4年9月6日に、新たな候補地域について、みどりの推進審議会で報告させていただきました。

資料の4ページと5ページを御覧ください。

こちらは参考ということで、みどりのモデル地区の改定に係る候補地域の概要についてということで、みどりの推進モデル地区については榎地域、青で囲われた地域を候補地域と考えております。それから、みどりの保全モデル地区につきましては落合地域ということで、落合第一地域、落合第二地域を合わせた落合地域全体を考えております。それから、屋上緑化等推進モデル地区につきましては、新宿駅、飯田橋駅、高田馬場駅の周辺地域ということで、駅周辺の商業地域を候補地域として考えているところでございます。

資料の6ページを御覧ください。

みどりの推進モデル地区につきましては、緑被率が低い地域ということになっております。現行の筆筈地域はかなり頑張ってくださいまして、かなり緑被率も上がっておりますので、そろそろ御卒業いただいてもよいのではないかとということで、榎地域を選定をしたところでございます。

こちらの図-5を見ていただきますと分かりますが、残念ですけれども、榎地域10位ということで、緑被率、樹木・樹林率、それから民有地の緑被率ですとか、小さな個人住宅や小規模なアパートなどを対象とした小規模民間緑被率についても、全てにおいて10位になっております。ということで、榎地域に少し注力していきたいと考えているところでございます。

また、みどりの保全モデル地区の落合地域ですが、緑被率でまいりますと、若松ですとか四谷ですとかのほうが上位なんですけれども、若松はそのまま民有地の緑被率、小規模民間緑被率についても2位ということなんですけれども、四谷地域につきましては、例えば新宿御苑ですとか明治神宮外苑と、大きな公共の用地ですとか大きな公園などがあるところですので、個人住宅などの考え方をを用いている小規模民間緑被率になると7位ということで、かなり順位が下がっております。

代わりに、落合第一地域ですとか落合第二地域、特に落合第二地域は緑被率としては大きな公園などがございませぬので、全体ですと8位なんですけれども、民有地の公園ですとか公共用地ですとか大規模な再開発などを除いた民有地の緑被率ですとか、小規模民間緑被率で見ますと、落合第一、落合第二が1位と3位ということになっておりますので、小規模なみどりを守っていきたいということから、落合地域を候補地域としております。

また、ちょっと戻りますけれども、資料の5ページを見ていただきますと、落合第一地域につきましても落合第二地域につきましても、樹木ですとか樹林が減ってしまっているというような結果も出ておりますので、その2点から落合地域を候補地域としております。

それから、令和5年2月3日の令和4年度第2回審議会では、令和5年度以降のスケジュールといたしまして、町会長へのヒアリング調査や資料収集等の実施を行ってまいりますという報告をさせていただきました。

次に、(2)の地元関係者(町会等)への説明及びヒアリング調査についてということで御報告をいたします。

令和5年度になりまして、候補地域の各町会連合会に伺いまして、説明ですとかヒアリング調査のお願いをさせていただきました。各地区町会連合会での説明といたしまして、令和

5年3月に落合第一地区、4月に落合第二地区と榎町地区の定例会議に伺いまして、御説明などをさせていただいております。

その際にお願ひしたヒアリング調査の結果といたしまして、イのほうで簡単に御報告をしておりますけれども、定例会議の後から1か月の間に回答をお願ひをいたしまして、回答数は7件いただきました。

回答内容といたしましては、表-3のとおりになりまして、助成に関することですか啓発に関すること、助成をもう少し考えてほしいとか、例えば既存樹木に対する伐採などの規制を強化してほしいという御意見がある一方で、やむを得ない事情で樹木を伐採する際に所有者が批判されない制度にしてほしいという御意見もいただいております。

また、緑化指導ということで、樹木の適切な維持管理、隣のうちに枝が出てしまうような越境枝について、指導をしっかりとできるような制度をつくってほしいですか、反対に、伐採反対の人でも伐採に対して納得する内容にしてほしいというような御意見をいただいております。

次に、施策の検討状況ということで、施策につきましては、町会長などへのヒアリングや資料収集などの結果を踏まえまして、助成、啓発、規制、指導に関する施策について、導入に向けた検討を進めております。審議会でも、委員の皆様からいろいろ御意見をいただいているところですが、区全体で考えるべきところとモデル地区に特化したほうがいいところということで、いろいろ考えさせていただいて9ページ以降にまとめております。

簡単に御説明をいたします。

1番目は、みどりの推進モデル地区についてです。

(1) 緑化計画書制度ということで、高木や生け垣を植えることで接道部緑化延長や緑化面積を1.3倍に割り増しして算定できる現行の制度を継続いたしたいと考えております。

そのほか、既存の塀などの後ろに高木がある場合、現在は接道部緑化延長として認められるのがフェンスや塀の手前にみどりがある場合というふうに限っているんですけれども、例えば推進モデル地区については、接道部緑化延長として、既存の塀の後ろにあっても認められるようにしたほうがいいのではないかというような考え方もありまして、条件や制限などを含めて検討しております。

また、緑化助成制度といたしまして、接道部緑化助成制度の単価や上限額を高く設定することについては、そのまま継続いたします。ただし、単価や上限額が適正かどうかは、今後の検討課題とさせていただきます。

その他、接道部だけではなく敷地内に樹木を植栽する場合の助成ですとか、集合住宅の入り口などで植栽が枯れてしまったりしているケースなどについて、接道部の植え込みを再生するような支援についても検討してまいります。

その他として、みどりの協定制度については、現行の制度を継続いたします。また、これはほかのモデル地区も同様ですが、周知が不足していると効果がございませんので、様々な機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、10ページにまいりまして、みどりの保全モデル地区でございます。

こちらは現行の制度というのはありませんので、全て新規となります。

まず、緑化計画書としましては、1つ目として、敷地内に保護樹木の指定基準に合致するような大きな樹木があり、それを残すことにした場合は、接道部緑化延長や緑化面積について、保護樹木と同様の割増しができるようにする。その代わりに、建築行為が完了した際には、保護樹木として指定しますという一筆をもらうようにするという事で検討をしております。このことで、保護樹木の増加にもつながると考えております。

また、2つ目としまして、敷地内に樹林や一定の高木がある場合、接道部緑化延長を緑化面積に振り替えることで、敷地内のみどりを守っていこうという考え方でございます。現在は、敷地の奥にお庭ですとかまとまった樹木があっても関係なく、接道部に必ず木を植えてくださいというような決まりになっております。それで、奥の木が切られてしまって、道に面したところにツツジなどの低木を基準どおり少し植えて終わりというようなケースも散見されますので、今あるみどりをなるべく生かすように制度を検討していきたいと考えております。

(2) といたしまして、緑化助成制度については、現行の接道部緑化助成制度を活用するほか、敷地内への樹木の植栽についての支援も検討してまいります。

屋上等緑化推進モデル地区につきましては、11ページにまとめてございます。

(1) 緑化計画書制度につきましては、現行の制度を継続いたしますが、大規模な再開発の敷地などについては対象外とするなど、条件の一部変更を検討しております。

(2) といたしまして、緑化助成制度につきましては、現行の屋上緑化等助成制度を継続する方向で考えておりますが、新方式の屋上緑化、パネル式の緑化ですとか、壁面緑化などもどんどん新しいタイプのものが増えておりますので、それらを追加する形で見直しを考えております。

元に戻りまして、資料の4ページにお戻りいただければと思います。

今後のスケジュールでございます。

今回の審議会で中間報告をさせていただきましたので、今後のスケジュールといたしましては、令和6年度の8月か9月頃に行う予定の第1回の審議会で、現在検討している候補地域を指定をしてよろしいかどうかを御審議いただきたいと考えております。

施策につきましては、予算などにつきましても財政の担当部署と協議するなどの調整を進めまして、区として施策の内容を決定させていただき、令和6年度下半期から該当地域の方々への周知を行うとともに、広報ですとかホームページを活用した周知を行っていく予定でおります。

これで説明を終わります。長々とありがとうございました。よろしく願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、みどりのモデル地区の見直し等々について説明がありましたが、次回審議ということで、ただ見ていると、新規、新規とすごくいっぱいあるので何か宿題かなという感じがしますが、今日は報告ということなので、質問等ありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

どうぞ。池邊委員。

池邊委員 いろいろと御検討ありがとうございます。これからとてもいい方向に行くのかなということ、あとグラフで各地区の状況を示していただきましたので、どんな状況かというのがよく分かりました。

ただ、1点、これは意見なんですけれども、皆さん御存じのように、屋上緑化の助成制度は23区でもほとんど使われなくて、23区外でも、なぜ使われないかということ、使わなくてもいいところはすごくいい屋上緑化をやっていて、使わなくてはいけないか、ぎりぎりのところだと、何かいろいろ規制が入るのではないかとか、そういう、何となく面倒くさいとか手続きがとか、そういうことでやらないというような状況が発生しているかと思うんです。

今、御存じのように、グリーンビルディングとかがあって、投資のリート（REIT）とかという、そういうものに組み入れるもの、特に新宿とか四谷とか、あと私も実は高齢者のホームとか、そういうのを探して落合とかも結構見ているんですけれども、落合地区もマンションとか、あるいは老人ホームがかなり増えています。

御存じかと思いますが、老人ホームは必ず屋上緑化のスペースが最近はありまして、それが一つの売り物になっているんですね。ただ、そこで望んでいる屋上緑化というのは、全面的に芝生にするとかそういうことではなくて、やっぱり花物があって、ベンチがあって、少

し緑陰があって、そこから景色が眺められるというような質の高いほうを望んでいるんですね。

今回お話があった話は、基本的にみどりの量を増やすという昔のやり方に対して、昔といっても変なんですけれども、それに対してお金を高くしているの、やっちはくださるかと思うんですが、基本的にみどりを増やしたいというふうに、オーナーや住民が本当に思っているかという、そうではなくて、私たちのような人間が新宿区は緑被率が下がっているから、これは補完しなきゃいけない、だから屋上緑化をやってほしいとか、あるいは緑被率を高くして樹冠の最大化を図りたいとか、そういうふうには考えるんですけれども、やはり住民の方やなんかは美しさであったり、あるいは木陰を歩けたりする涼しさ、これは温度の低減という意味では、結構、今の国でやっているような施策にも関係すると思うんですけれども、あともう一つあるのが、やっぱりコミュニティの結束力です。

私は横浜でずっと、みどりの市民税のことをやっていて、あそこは市民税を取っていますので全然比べ物にならないんですけれども、コミュニティ、新宿区でもみどりの協定制度で苗を支給しているようなんですけれども、これも苗を支給しちゃって交換しちゃったら意味がなくて、今はもうほとんど宿根草を植えるというような形に変わっているので、むしろ宿根草をどうやったら年間ちゃんと維持ができるかというような御指導をしていただいたりするプロデューサーとか、そういうアドバイザーとかを一緒に派遣していただいて、一緒に植えて、それで年2回ぐらい、その方が来てくださってやるというような制度のほうが、より昨今の状況には合っているのかなと。

花苗を交換して捨ててしまっちは、これは新宿区がやっていることとしては、苗が廃棄物になってしまうということなので、これは今までの状況で今後は変わると思いますが、ただ、金額の引上げや支給回数の増加ということなので、それよりは宿根草に代えていただいて、それを植えるときのアドバイザーみたいなものを派遣していただくというようなほうがいいかなというふうに思います。

あとは、私は今、新宿西口のほうのリニューアルにも区さんを通じて関わらせていただいています、やはりみどりのこういう増加が国際的なリードとか、そういうみどりの認証の基準に引かかるということが、引かかるというか、ちゃんと満たすということが重要な基準になっていますので、やはりこういうような、みどりの検討というか、新宿区が支援しているということが、金融資産だとか、あるいはそこのオフィスの価値だとか、あるいはそこに就業している人たちの気持ち、昼休みにみどりが見てきれいだとか、外にキッチンカー

のところ、社食ではなくて外に出て休もうとか、そういうふうなものにつながるという考え方で、ぜひともやっていただきたいと思います。

みどりの量だけを増やすというよりは、少しどうやったらその人たち、地域の人たち、あるいは就業者の人たち、あるいは投資家にとってプラスになるかというような視点で、少し検討をいただいて、そういう効果があるということを区の中でもアピールしていただくと、例えば高齢者施設の屋上緑化は高齢者の人たちにこんなに喜ばれるんだよとか、こういうふうにすると、オフィス賃料が少し上がるよとか空室率も下がるよとか、あるいはリート（REIT）に組み入れてもらえることができるよとか、何かそういうプラスアルファの効果というんですか、それをぜひとも検討していただいて、それをここの審議会でやっていることが、そんなにいいんだよということをぜひアピールできるような、そういう内容にしていただければというふうに思います。

以上でございます。長くなりました。すみません。

斎藤会長 ありがとうございます。

時間もあるので、宿題ということで御意見ということで聞かせていただいて。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 今、御報告がありましたとおり、私は笹笥地区の出身でございますので、笹笥地区は推進モデル地区に指定されておまして、指定される前は新宿区でみどりが一番少ない地区じゃないかと言われておりました。大変恥ずかしいことでございます。

モデル地区に指定されることによって、いろいろとみどり公園課から御援助、御指導、またはイベントがあるときは直接会場に来ていただいて、お花の相談会だとか、いろいろ設けていただいて活躍することができました。おかげさまで緑被率をアップすることができましたので、モデル地区として役目は果たせたのかなと思っておりますので、大変、御援助、御指導いただきました。

また、地域の皆様もその気になって頑張り、事業所もそうでございます。事業所の方々も御協力いただいて、特に、その期間には大日本印刷が市谷の杜という森をつくりまして、今御披露していただいております。樹木が四、五十本茂っております。草木も生えておまして、大変立派な森をこしらえていただきました。

そんなような経過もございましたので、モデル地区として、もうそろそろ終わる時期でございますので、その経過について1つ御報告させていただきました。

どうも失礼いたしました。

斎藤会長 ありがとうございます。

何か御卒業かという話がさっき出ていましたけれども。

いずれにしても、先ほど山崎委員からも出ていたように、世代を超えたようなことも含めて、いろいろ考えていただけると、という気がします。

それで、新規もいっぱいあるので、あともう一人、二人お受けできますけれども、どなたか。

竹川委員、お願いします。

竹川委員 今、先生がお話しいただいたことなのですが、早急にぜひ検討をしていただきたいと、西新宿のほうでは、ウォークブルということで歩く歩くということなのですが、既存の木に何もありませんね。みどりはあるのかもしれないのですが、歩いていて何もありません。やはり楽しみとかそういうものも含めて、具体的に言えば4号街路、あのままイチョウの木を残すだけで、何もなくて歩道を広げただけでは、人が歩かないと思うんですね。

ですので、早急に付加価値を持ったものを植樹していくとか、そういうことを考えていかないと、殺風景なビルの中にイチョウ並木だけを見ながら歩くなんてことになってしまうので、ぜひウォークブルの中にそういうものも入れていっていただけるように、早急に先生のおっしゃるような形を取っていただけると、非常にありがたいと思います。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

もう一つぐらい、大野委員、お願いいたします。

大野委員 大野です。

モデル地区でのみどりをどう増やすか、緑被率で見ていっているんですけども、どういうみどりを増やしていくのかというところが、これからの社会というか世界の中では大事ななど。

自然保護団体なので生き物っぽいことを言いますと、今、生物多様性の保全ということをしごく言われていまして、ネイチャーポジティブに向かって今企業も世界も動いていっています。渋谷区のほうでは東急不動産ですか、ネイチャーポジティブということで、渋谷の生き物を取り戻すんだということで、東急不動産さんは今頑張っておられます。

ちょうど今の時期、町なかの例えば銀座とかを歩いていても、梅の木1本あるだけでも今の時期は都内でもメジロが集まってきます。そういうふうに、新宿区でもみどりを増やしていく中で生き物も一緒に増えていくんだということもちょっと意識していただけると、地域

住民の方たちもみどりを増やす中で、どういういいことがあるのかなということが理解しやすくなるんじゃないかなというふうに思いますので、みどりを増やすことで生き物も増えていくんだということを、モデル地域の中で進めてくださるといいかなと思います。

あともう一つ、東京都で在来種選定ガイドラインというのが昨年にも公表されていますので、みどりを増やすときに、いろいろ在来種の中でもありますし、侵略的外来種のものもあれば、園芸種とか外来種だけれども、影響は少ないものは使いましようとか、いろいろそういったガイドラインが定められていますので、新宿区の中でもみどりを増やすときに、そういった都のガイドラインに沿っていただくといいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

吉川委員 そのことで、いいですか。

区で作成した生き物マップがあるんだよね。立派な生き物マップがあるんだから、それを皆さんにお配りして。努力しているんだから、生き物についても、花だけじゃなくて。皆さんご存じないから。それをぜひ次回、生き物マップを皆さんにお配りしていただきたいと思いますよ。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

では、みどりのモデル地区の改定については、次回審議ということで、引き続きご意見等がありましたら、事務局のほうに連絡していただければと思います。

申し訳ないですけれども、この件については以上にさせていただいて、報告の（２）の懸案の落ち葉対策の話に進みたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局から御説明させていただきます。

事務局（大城） それでは、保護樹木等の落ち葉対策に係る区の支援拡充について御説明いたします。

資料５を御覧ください。

本件は、令和５年１月２０日に行われたみどりの推進審議会小委員会での調査審議結果を踏まえ、令和４年度第２回みどりの推進審議会において御審議いただいた内容のうち、現在、区で行っている落ち葉回収の支援対象を複数の落葉樹を所有する保護樹木所有者に拡大することについて、調査検討を進めたものです。

区は、現在、保護樹林所有者を対象に、１１月から１月の間で行っている落ち葉回収につい

て、3本以上の落葉性保護樹木の所有者も対象に加えることとしました。また、このことについて、令和6年度以降、3本以上の落葉性保護樹木の所有者を対象に、落ち葉のごみを無料で回収するよう、新宿清掃事務所に協力を依頼しました。

令和4年度までは、保護樹林所有者37件を対象に落ち葉回収を行っていましたが、令和5年度は、これに加えて試行的に3本以上の落葉性保護樹木を所有する方33件を対象にすることとしました。

33件の方には、開始前にアンケート調査を行い、その結果、18件の方が回収を希望されました。しかし、今年の冬は落葉の時期が遅くなったこともあり、実際に回収制度を利用した方は1件にとどまりました。

令和6年度以降は、新宿清掃事務所の協力で無料で落ち葉を回収してもらえることとなりましたが、具体的な実施方法などについては、現在協議を行っております。

なお、もう一点、落ち葉集めなどの清掃支援については、引き続き検討してまいります。

以上で説明を終わります。

斎藤会長 ありがとうございます。

どういう状況で、今年は落葉が遅いんですかね。

ただいま、事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問等ありましたらお願いいたします。

落ち葉集めのほうで検討中というのは、どんな検討があるんですかね。まだ難しい感じなのでしょうか。落ち葉集めのほうは、特に検討中ですね。

事務局（八住） まずは、区の庁内で調整をして簡単にできるということで回収支援からやっているんですけれども、清掃支援については以前からいろいろお話しさせていただいており、なかなかインセンティブがないと参加していただくことも難しいとか、庁内だけですぐできるものではありませんので、できるところから、また改めて検討していきたいと思っております。

斎藤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。大野委員、お願いします。

大野委員 質問なんですけれども、落葉樹に限定しているのはなぜなんですか。常緑樹でも結構、季節によっては春先とか、すごい量の落ち葉が落ちて、回収する側は多分、常緑樹であっても回収はしていると思うんですけれども、落葉樹だけにしたのは何でなんでしょうか。

事務局（八住） 一番問題になっていたのが落葉樹だということと、常緑樹ですと、大体確か

に春というか初夏の頃まで落葉すると思うんですけれども、時期が結構長いのと、それほど時期が長いということで一気に来るものではないので、あまり陳情とかでも問題がなかったというところもありまして、あと時期的に、ちょうど新宿のほうで毎年、落葉樹の回収というのを秋にやっておりましたので、今回それを試行的にやってみて、どのぐらい来るかということで始めたところです。

一応、まず落葉樹からやらせていただこうかなというところがございます。

大野委員 確かに、常緑樹は期間が長いかもしれませんね。

堆肥化は何か検討はされているんですか。イベントで堆肥にしようみたいなイベントがされているみたい、生ごみと落ち葉を集めた堆肥化のイベントは。

事務局（八住） 堆肥については、今のところは、以前もコンポストの支援などをほかの部署でやっていた時期もあったんですけれども、なかなか結果が出ないということと、堆肥にしても、結構いろんなものを混ぜてしまって使えなかったりということで、それで結構数十年前にちょっとやっていたことがあるという話は聞いているんですけれども、結果がなかなか出なくてということで、今はもうなくなってしまっているということです。

あと、御意見とは別なんですけれども、以前、環境教育などについても使えないかということで、そのときにも実際にイベントなどで、落ち葉については使っていますということでお話ししたんですけれども、イベントで今でも落ち葉で絵を描きましょうみたいなことをお子さんたちを対象にやったりしております、今日、参考に後ろにも並べておりますけれども、こんな感じでやっておりますので、ぜひお帰りの際に見ていただければと。

吉川委員 これは、うちのイベントのときなんかに来てやってくださるんですよ。子供たちは集まって、大変喜んでおりますよ。

事務局（八住） ただ、あまり量を使うものでもないのですが、できれば我々だけで考えていてもなかなかいいアイデアがないので、皆さんからも新しいアイデアで、例えば落ち葉を使った何か産業化できないかなとか、いろいろ我々も考えているんですけれども、なかなか難しいところがあるので、新鮮な視点でいただければというところもございますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

多分、古くからやられていた方法をやっていくというのものもあるんですけれども、池邊委員とか竹川委員のように、新しい価値というものに新宿区が変わっていく、都心というんですか、そういう部分もあって、でも、みどりはやっぱり樹木は寿命も長いし、そういう中で、

変な言い方ですが、半分だましましでやらなきゃいけないようなものもあるし、先を見据えて検討していくということもあるのかなということで、この推進審議会で、こうやって、いろいろ意見交換をするというところで、区のほうにも刺激という言い方はあれなんですけれども、お互い状況も分かるということで、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これについても報告ということで、この辺でよろしいでしょうか。

◎連絡事項

斎藤会長 そうしたら、最後に連絡事項についてお願いいたします。

みどり公園課長 では、事務局のほうからの連絡事項でございます。

次回の審議会についてでございますが、令和6年8月から9月頃を予定しております。

また、小委員会につきましては、必要に応じまして会長に御相談した上、開催させていただきます。小委員会のメンバーの皆様には、また別途、その際には御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

◎閉会

斎藤会長 それでは、本日の議事について全て終了しましたので、これで令和5年度第2回新宿区みどりの推進審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時49分閉会